

○国東市就学援助規則

平成20年4月1日

教育委員会規則第7号

改正 平成20年12月26日教委規則第12号

平成26年3月26日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費は、**国東市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)**に**在籍している児童及び生徒の保護者**で、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

- (1) **生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者**
- (2) **前号の要保護者に準ずる程度に困窮している者**で、国東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が就学援助費を支給する必要があると認めるもの

(就学援助の種類)

第3条 就学援助の種類は次のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助と重複して支給することはできない。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 修学旅行費
- (5) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に規定する疾病を治療するものに限る。)
- (6) 学校給食費
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛け金

(平20教委規則12・一部改正)

(就学援助の額)

第4条 就学援助費の額は、予算の範囲内で教育長が定める。

(申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助費受給申請書(以下「申請書」という。)を児童又は生徒が在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

- 第6条 教育委員会は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の適否を決定し、その結果を学校長を経由して保護者に通知するものとする。
- 2 教育委員会は、認定を行うにあたり必要があるときは、学校長、民生委員又は福祉課長の意見を聴くことができる。
 - 3 教育委員会は、認定を行うにあたり、保護者からの同意に基づき、**住民基本台帳及び市民税課税台帳の閲覧並びに児童扶養手当の受給状況その他必要な調査を行うことができる。**

(平26教委規則4・一部改正)

(執行等についての学校長への委任)

- 第7条 前条の規定により認定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、就学援助に関する請求、受領及び執行について学校長に委任することができる。
- 2 委任を受けた学校長は、就学援助費の請求、受領及び執行について善良なる管理者の注意をもって事務を処理し、執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。

(支給の方法)

第8条 就学援助は、児童生徒の保護者に対して、口座振込の方法により支給する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、学校長を経由して支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第5号に係る就学援助は医療機関に、同条第7号に係る就学援助は独立行政法人日本スポーツ振興センターに、それぞれ直接支払うものとする。

(異動の届出)

第9条 被認定者は、申請書の記載事項に重要な変更があったとき又は就学援助費の支給を受ける必要がなくなったときは、その旨を学校長を經由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、被認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 被認定者が第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 被認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) その他教育委員会において認定が適当でないと思えたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、学校長を經由して被認定者に通知するものとする。

(様式)

第11条 この規則により規定する申請書等の様式は、別に教育長が定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月26日教委規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。